

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 健康増進課

不利益処分の内容	栃木市保健福祉センター入館の制限
根拠法令等及び条項	栃木市保健福祉センター条例第10条
根拠条項	栃木市保健福祉センター条例第10条
参考事項	栃木市保健福祉センター条例施行規則第6条
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市保健福祉センター条例 (入館の制限)</p> <p>第10条 市長は、センターの管理上著しく支障があると認められる者について入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>栃木市保健福祉センター条例施行規則 (遵守事項)</p> <p>第6条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 秩序を維持し、施設及び器具を損傷しないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで物品を表示、販売又はこれに類する行為をしないこと。</p> <p>(3) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配付しないこと。</p> <p>(4) 利用する設備及び物品は、丁寧に取り扱い、利用後はこれを原状に回復して整理すること。</p> <p>(5) 危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p>